

加須市統合型・公開型 GIS 導入業務 調達仕様書



令和 7 年 4 月
加須市総合政策部
DX推進課

1 業務名

加須市統合型・公開型 GIS 導入業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

（1）システム構築等

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

（2）システム運用等

令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 13 年 2 月 28 日（金）まで（予定）

ただし、令和 7 年度は令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 履行場所

加須市役所他

4 業務の目的

現在、加須市（以下「本市」という。）で管理する地図情報は、主としてアナログ管理されており、情報の閲覧には窓口にて対応を行っている。また、電子化されている情報についても GIS が個々の業務に則して導入されており、データの共有利用がされておらず、限定的な利用となっている。

本業務では、これらアナログの地図情報を電子化し、基盤となるデータを構築する。また、公共施設の位置情報や行政情報等を一元的に管理し、情報公開を行うことで、市民や事業者等が利活用しやすい環境を整備するとともに、窓口への来庁の削減や問合せ時間の削減等利用者の負担を軽減し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書並びに次に掲げる関係法規等に準拠し、実施するものとする。なお、受注者は常に法改正情報等の最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

- （1）測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）及び施行規則
- （2）道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び施行規則
- （3）地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 5 月 30 日 法律第 63 号）
- （4）都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）
- （5）著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日 法律第 48 号）
- （6）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号）
- （7）統合型 GIS 推進指針（平成 20 年 3 月 総務省）
- （8）加須市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 15 日 条例第 30 号）
- （9）加須市契約規則（平成 28 年 4 月 1 日 規則第 14 号）

- (10) 加須市公共測量作業規程（平成 22 年 12 月 承認番号 737）
- (11) 加須市情報セキュリティ基本方針（令和 7 年 4 月 1 日一部改定）
- (12) その他関係法令等

6 守秘義務及び情報セキュリティ等の確保

受注者及び業務従事者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施すること。

また、本業務において知り得た情報に関する秘密や、その他発注者の事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。本業務終了後も同様とする。なお、本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、原則、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を有するものとし、各基準規程に基づく管理を行い、業務着手前に資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) JIS Q 27017（ISO/IEC27017：ISMS クラウドセキュリティ）
- (3) JIS Q 15001（プライバシーマーク：個人情報セキュリティ）
- (4) LGWAN-ASP 登録資格（J-LIS：地方公共団体情報システム機構）
- (5) JIS Q 9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）

7 業務計画

本業務の実施にあたって、受注者は、作業着手前に発注者と十分な打ち合わせを行い、次に掲げる事項を記載した業務実施計画書を提出し、承認を受けなければならない。

また、変更する場合においても同様とする。

- (1) 作業の順序及び方法
- (2) 作業の工程及び工程毎の責任者名
- (3) その他必要な事項

8 提出書類

受注者は、業務の着手にあたり、あらかじめ以下の書類を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- (1) 着手届（任意様式）
- (2) 委託工程表（本市指定様式）
- (3) 現場責任者等通知書（本市指定様式）
- (4) 経歴書（本市指定様式）
- (5) 業務実施計画書（任意様式）
- (6) 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届（任意様式）
- (7) その他発注者の指示する書類

9 配置技術者

本業務は、統合型 GIS 及び公開型 GIS 構築業務それぞれにおいて、高度な知識と経験が求められるものであることから、受注者は、以下の要件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、本業務全体を総括管理するものとし、統合型 GIS 及び公開型 GIS の導入・運用実績を有する者に加え、以下のいずれかを満たす者とする。

- ①空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会の認定）の資格を有する者
- ②GIS 上級技術者（一般社団法人地理情報システム学会の認定）、または、地理情報標準認定資格上級技術者（公益財団法人 日本測量調査技術協会）の資格を有する者
- ③測量士の資格を有する者
- ④地理空間情報専門技術者（GIS 1 級）の資格を有する者

(2) 照査技術者

照査技術者は、統合型 GIS 及び公開型 GIS の導入・運用実績を有する者に加え、以下のいずれかを満たす者とする。

- ①空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会の認定）の資格を有する者
- ②GIS 上級技術者（一般社団法人地理情報システム学会の認定）、または、地理情報標準認定資格上級技術者（公益財団法人 日本測量調査技術協会）の資格を有する者
- ③測量士の資格を有する者
- ④地理空間情報専門技術者（GIS 1 級）の資格を有する者

(3) 担当技術者

担当技術者は、2 名以上配置するものとし、空間情報のデータ整備若しくは統合型 GIS 及び公開型 GIS の整備・導入・運用実績を有する者とする。

10 データセンター要件

(1) データセンター

データセンターは以下の要件を満たすものとする。

①基本要件

- (ア) データセンターは、日本国内に立地していること。
- (イ) 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
- (ウ) 建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。
- (エ) 機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策を行っていること。
- (オ) 24 時間 365 日運用を行っていること。ただし、計画停止期間は除く、やむを得ない事情により、システムの全部又は一部を停止する場合には、2 週間前ま

でに発注者へ連絡すること。

②耐震性

- (ア) 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、もしくは、 I_s 値（構造耐震指標）0.60 以上の耐震強度を有すること。
- (イ) 建物骨組みに取り付けた制震装置等の対策により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
- (ウ) 震度 6 強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。

③耐火性

- (ア) 現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。
- (イ) 自動火災報知システムが適切に設置されていること。
- (ウ) 機器に影響を与えない自動消火設備（窒素ガス消火設備等）を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。

④電源性能

- (ア) 主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
- (イ) 電力供給の完全バックアップを無瞬断で実現していること。

⑤キャリア

データセンターの通信回線はマルチキャリアに対応するものとし、冗長性を確保すること。

(2) セキュリティ対策

①サーバと通信機器

サーバや通信機器等のハード機器類については、冗長化等のハード障害に対応できる体制としていること。

②バックアップ

データの消失や不具合に備えて以下のバックアップを実施すること。

- (ア) フルバックアップは原則、統合型 GIS は日次、公開型 GIS は週次で実施すること。
- (イ) 公開型 GIS の差分バックアップは、1 週間のうち、フルバックアップ実施日を除く 6 日実施すること。
- (ウ) フルバックアップ及び差分バックアップは、3 世代以上を保存しておくこと。

1 1 統合型 GIS

(1) 前提条件

- ①総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したクラウドシステムであること。
- ②利用に際しては、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードや JAVA アプレット、.NET Framework 等のインストールが不要なこと。
- ③カスタマイズを要しないパッケージシステムであること。

- ④同時アクセスに対しても、スムーズに利用できるような対策を講じること。
- ⑤運用する GIS データは、全て汎用的なシェープファイルにて利用できるものとする（画像データ除く）。
- ⑥安定的な稼働を確保するため、過去継続して 3 年以上自治体において運用した実績のあるパッケージシステムとする。
- ⑦一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定義する地域情報プラットフォームに準拠する製品であること。
- ⑧既存の庁内ネットワーク及びハードウェア環境を利用し、快適に動作できるシステムとする。
- ⑨効率及び経済性の確保を図り、かつ信頼性の高い堅牢な環境を提供すること。

（２）システム要件

①動作環境

本市職員の利用端末は以下のとおりであり、この環境で利用が可能であること。なお、OS 及びブラウザの最新バージョンについては、各ベンダーからの提供開始から 1 年以内にサポートを行うこと。

OS	Windows11
ブラウザ	Microsoft Edge
CPU	Core i5 1335U の性能以上のもの
メモリ	8GB 以上
回線速度	ギャランティ型
その他	一部の機器においてタッチパネル対応

1 2 公開型 GIS

（１）前提条件

- ①デジタル庁が提供するデジタル地方創生モデル仕様（公開型 GIS）に準拠していること。
- ②デジタル庁が提供する「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されている SaaS 等活用支援による TYPE1 Plus 対象サービスとして登録していること。
- ③パソコン向けの他に、スマートフォン等で利用できるシステムであること。
- ④利用に際しては、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードや JAVA アプレット、.NET Framework 等のインストールが不要なこと。
- ⑤大量のアクセスに対しても、スムーズに利用できるような対策を講じること。
- ⑥利用者にとって、操作が簡便でわかりやすく地図情報が利用できるシステムであること。

（２）動作環境

市民や職員がインターネットを介してアクセスする。

①パソコン

OS	Windows7以降、MacOS10以降
ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome を推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。

(ア) OS やブラウザのバージョンアップは、運用期間中に公開される各種最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応できること。

②スマートフォン等

OS	Android5.0以降、iOS8.0以降
ブラウザ	Microsoft Edge、Safari、Google Chrome を推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。

(ア) OS やブラウザのバージョンアップは、運用期間中に公開される各種最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応できること。

13 データ整備

(1) 整備概要

本業務で発注者からの貸与による資料等から整備を行うデータは、以下のとおりとする。

①建築計画概要書

件数	約 19,000 件	
枚数	A3 サイズ	約 18,000 枚
	A4 サイズ	約 128,000 枚

②開発登録簿

件数	約 7,000 件
----	-----------

③道路台帳図

路線数		約 8,000 路線
実延長		約 2,000km
図郭数	加須地域	578 面
	騎西地域	80 面
	北川辺地域	164 面
	大利根地域	229 面
認定路線網図		1 式
道路台帳整備要綱作成		1 式
合併前の旧自治体単位で整備されている道路台帳の整備、維持管理手法の統一化を目的とした整備要綱の作成を行う。		

④境界確認資料

件数		約 30,000 件
枚数	A3 サイズ（一部 B4 サイズ含む）	約 30,000 枚
	A4 サイズ（一部 B5 サイズ含む）	約 120,000 枚

⑤道路種別地図・道路相談記録資料

路線数	加須地域	約 7,800 路線
	騎西地域	約 4,400 路線
	北川辺地域	約 1,600 路線
	大利根地域	約 2,200 路線
実延長	加須地域	約 1,700km
	騎西地域	約 600km
	北川辺地域	約 450km
	大利根地域	約 450km
枚数	A2 サイズ	約 4,500 枚
	A3 サイズ	約 26,000 枚
	A4 サイズ	約 42,000 枚

⑥水路台帳

件数	約 6,000 件
実延長	約 1,500Km

⑦自治会区割図データ作成

自治会区割図（地図情報）	1 式
--------------	-----

⑧通学区・通学路

通学路・通学区（地図情報）	1 式
---------------	-----

（2）留意事項

- ①貸与する資料は、窓口閲覧等に利用されているため、担当者と協議を行い、貸与のスケジュールや貸与方法の調整を行うこと。
また、担当者の求めに応じて、直ちに貸与資料が共有できる体制を整えておくこと。
- ②貸与した資料に欠番や欠損、汚損等が発見された場合は、担当者に報告すること。
- ③発注者が貸与する資料の取扱いについては、受注者が貸与された資料等のリストを作成して発注者に提出する。また貸与された資料については、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように取扱うとともに、作業終了後、速やかにこれを返却するものとする。
- ④画像データは、300dpi・カラー画像とする。
- ⑤不適格な画像が無いよう、画像の枚数、向き、ページ並び順、画質等の検査を行うこと。
- ⑥更新に伴い、齟齬等が発見した場合は、発注者と協議のうえ、改善するよう努力す

ること。

1 4 環境構築

(1) 統合型 GIS

①環境構築

- (ア) 機能要件は、別紙 1「統合型 GIS 機能要件一覧」のとおりとし、詳細は、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。
- (イ) 登録可能ユーザー数は、今後の拡張性を考慮し無制限とすること。ただし、住宅地図作成業者から調達する住宅地図データ等ライセンスに関わる要件についてはこの限りではない。
- (ウ) データセンター及びテストサイト（検証環境）へ発注者専用の環境の構築を行い、以下の設定を行うこと。

ユーザー・グループ設定	1 式
ユーザー権限設定	1 式
レイヤ設定	1 式
レイヤのスタイル設定	1 式
グループレイヤ設定	1 式
マップ設定	1 式
プロジェクト設定	1 式
印刷レイアウト設定	1 式
検索テーブル設定	1 式

②データ登録

- (ア) 登録データのレイヤ数は、約 300 レイヤを想定する。
- (イ) 登録する地図情報は、別紙 3「登録データ一覧」によるものとする。
また、以下の市販データについては受注者で調達し、調整のうえ登録を行うこと。

住宅地図（埼玉県加須市）	同時接続数 20 ライセンス以上	利用期間 5 年
--------------	------------------	----------

(2) 公開型 GIS

①ベースマップ

(ア) 民間地図

- ・受注者が調達すること。
- ・住所地名、目標物名称や鉄道、幹線道路等、100m 毎等の高線を表示すること。
- ・一定縮尺以上（おおむね 1/10,000 以上）に拡大した場合、実際の道路幅員、中央分離帯の有無、歩道の有無、隅切等を表現した正確な道路形状を忠実に表現しているものとする。（郊外は除く）
- ・縮尺 1/2,500 以上に拡大した際には、全家屋の形状及び街区番号等を表示する

こと。(郊外は除く)

- ・用紙への印刷を可能とする。また、発注者内での業務等において、配布資料等での使用（市民や業者への配布も含む）も可能とすること。ただし、大量かつ不特定多数への頒布、書籍、冊子等への印刷物画像提供等は除外する。

(イ) 都市計画基本図

- ・発注者が提供する都市計画基本図を利用できること。
- ・「公共測量標準図式」に則った表現を行うこと。
- ・地図の縮尺は、市域全域において 1/2,500 まで拡大可能とし、表示縮尺の段階を 1/500,000 程度まで 8 種類以上設定すること。
- ・利用者が任意に切り替えできること。
- ・表示縮尺毎に最適表示されるように、縮尺に合わせて表示項目の間引き処理や、注記文字の配置調整等を行うこと。特に地図の拡大縮小にかかわらず、線の太さや注記文字のサイズが一定であることとし、1/25,000、1/50,000 といった小縮尺で表示する場合であっても常に視認性の高い文字サイズとすること。

(ウ) ベースマップの切替え機能

表示する主題地図情報によって、背景用の地図を切り替えることが可能であること。

②環境構築

- (ア) 機能要件は、別紙 2-1「公開型 GIS 機能要件一覧」及び別紙 2-2「公開型 GIS モデル仕様書」のとおりとし、詳細は、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。

- (イ) 公開する地図情報は、別紙 3「登録データ一覧」のとおりとする。

- (ウ) 地図情報を公開するため、システムを構成するハードウェア及びソフトウェア等を配信可能な状態に設定すること。

- (エ) 公式ホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。

③データ登録

- (ア) 登録データのレイヤ数は、約 150 レイヤを想定する。

- (イ) 登録する地図情報は、別紙 3「登録データ一覧」によるものとする。

(3) データ検証、テストサイト

受注者は、統合型 GIS 及び公開型 GIS に移行された各種データが、システム上で正常に稼働しているか検証を行い、発注者に報告を行うものとする。検証の結果で不備がある場合には、受注者の責任によりシステムで正常に稼働するよう調整を行い、その結果を再度報告するものとする。また、公開型 GIS は受注者の所有する基本地図サービスを使って、テストサイトを構築し、非公開による内部検証用の地図配信サービスを行うこと。その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、運用開始までに改善すること。テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、ID 及

びパスワードによる認証機能を設定すること。また、発注者以外からのアクセスを制限するよう、指定 IP アドレス以外のアクセス規制を行うこと。テストサイトは運用開始後も、データの更新時またはシステムの設定変更時等の事前確認用として引き続き使用すること。

(4) 操作研修の実施

- ①システム管理者向け及び一般職員向けの操作研修を実施する。システム管理者向けに 1 回以上、一般職員向けには受講希望者の人数に応じて発注者の提示した回数の研修を行うこと。
- ②操作研修では、システムの操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- ③会場の手配、職員への通知などは本市が実施するが、必要機材・日時・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議のうえ、決定すること。

(5) その他

別紙 3「登録データ一覧」を含め、各部署が保有している地図に関する情報においても、将来的に利用できるよう、受注者は本市の現況を分析したうえで、統合型 GIS に搭載可能なデータとして整理するよう努めること。

また、公開型 GIS に搭載するデータに関しては、統合型 GIS に搭載したデータの中から協議のうえ決定する。

1 5 運用保守

(1) 統合型 GIS

①システム運用

- (ア) 運用開始は、令和 8 年 3 月 2 日とする。
- (イ) LGWAN-ASP 方式の形態で運用すること。
- (ウ) システムの同時接続数は、20 以上とする。ただし、利用するクライアント（端末数）には制限がないこと。
- (エ) システムの稼働率は年間平均 99%以上を担保すること。

②システム保守

- (ア) 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのソフトウェアとする。
また、セキュリティに関する事項も含むこととし、システム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施すること。
- (イ) データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は、迅速かつ親身に対応すること。
また、システムを運用していくうえで必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- (ウ) 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこと

とし、不正アクセス対策を講じること。

(エ) 本市における人事異動時期にユーザー情報の更新を実施する。

(オ) 新規採用や利用頻度の高い部署の異動職員を対象に、年 1 回以上の操作等研修を実施する。研修内容や時期については協議のうえ決定する。

(カ) 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生通知及び復旧通知を行うこととし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画・実施すること。計画的にシステム停止する場合は発注者に事前通知すること。

(キ) 受注者は、本システムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。

(ク) 各年度で運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けること。その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及び、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。

③データ更新

発注者より提供される情報及びデータについて、以下の設定・登録作業を行うこと。

データ名称	更新回数
人事異動等に伴うユーザー登録作業	年 1 回
住宅地図（更新データ）の調達・調整・登録	年 1 回
地番図	年 1 回
家屋図	年 1 回
固定資産路線価図	年 1 回
航空写真	年 1 回
農業振興地域図	運用期間内 1 回
都市計画基本図	運用期間内 1 回
都市計画法第 34 条第 11 号・第 12 号区域図	発注者の指示による
都市計画基礎調査	発注者の指示による
都市計画図	発注者の指示による
加須市全図（白図）	運用期間内 1 回
道路台帳	年 1 回
水路台帳	年 1 回
下水道台帳	年 1 回
水道台帳	年 1 回

④ヘルプデスク

(ア) 受注者は、システム専用のヘルプデスクの窓口を開設すること。

(イ) 問い合わせ対応は、平日（土日・祝日、年末年始を除く）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの電話対応及びメール（随時）等による受付を行うこと。なお、障害対応については、この限りではない。

- (ウ) 稼働時間内の安定したシステム提供、システム設備監視を行うこと。
- (エ) 発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告の実施可能な体制を構築し、運用保守体制を文書により明確にすること。

⑤利用状況の確認

利用状況が閲覧できるポータル機能を提供すること。

(2) 公開型 GIS

①システム運用

- (ア) 運用開始は、令和 8 年 3 月 2 日とする
- (イ) 24 時間 365 日連続運用を行うこと。
- (ウ) システムの稼働率は年間平均 99%以上を担保すること。

②アクセスログ報告

公開型 GIS に対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回文書で報告するものとする。

③データ更新

以下に指定するデータに変更があった場合は、発注者より更新データが提供され、受注者はそのデータを受領後、概ね 10 営業日以内に公開できるようシステムに登載するものとする。

データ名称	更新回数
地番図	年 1 回
固定資産税路線価図	年 1 回
航空写真	年 1 回
都市計画基本図	運用期間内 1 回
都市計画法第 34 条第 11 号・第 12 号区域図	発注者の指示による
都市計画図	発注者の指示による
加須市全図（白図）	運用期間内 1 回
道路台帳	年 1 回
下水道台帳	年 1 回
水道台帳	年 1 回

(3) その他

①システム保守業務に対する SLA

発注者と受注者との間で協議のうえ、SLA（サービスレベルアグリーメント）を締結する。SLA で取り決めた内容、書式にて定期報告を行うこと。

②操作マニュアルの提供

受注者は、構築した統合型 GIS 及び公開型 GIS の操作マニュアルを整備するものとする。なお、操作マニュアルは、管理者権限を有する管理者向けマニュアルと一般職員向けの担当者向けマニュアルを作成するものとし、それぞれシステム操作初心者

でも分かり易いように内容を検討することとし、障害発生時における必要な対処措置などについても、網羅することとする。

16 成果品・その他

(1) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

①データ整備

(ア) 建築計画概要書（位置情報）シェープファイル	1 式
(イ) 建築計画概要書（概要書）PDF 形式	1 式
(ウ) 開発登録簿（位置情報）シェープファイル	1 式
(エ) 道路台帳図（台帳図）TIFF、TIFFW 形式、JPEG、JPEGW 形式	1 式
(オ) 認定道路網図 シェープファイル	1 式
(カ) 境界確認位置データ シェープファイル	1 式
(キ) 境界確認資料 PDF 形式	1 式
(ク) 道路種別地図 シェープファイル	1 式
(ケ) 道路相談記録 PDF 形式	1 式
(コ) 水路台帳 シェープファイル	1 式
(サ) 自治会区割図 シェープファイル	1 式
(シ) 通学路 シェープファイル	1 式
(ス) 通学区 シェープファイル	1 式
(セ) 各データ定義書	1 式

②統合型 GIS

(ア) 統合型 GIS 及び公開型 GIS 搭載用データ	1 式
(イ) 統合型 GIS 利用ライセンス（同時 20 アクセス以上）	1 式
(ウ) 住宅地図（埼玉県加須市）（庁内利用に限る）	1 式
(エ) 業務実施計画書	1 式
(オ) 環境設定シート	1 式
(カ) データ品質検査結果報告書	1 式

③公開型 GIS

(ア) アクセス集計	1 式
------------	-----

④マニュアル

(ア) 統合型 GIS 及び公開型 GIS 管理者向けマニュアル	1 式
(イ) 統合型 GIS 及び公開型 GIS 担当者向けマニュアル	1 式

⑤その他

(ア) 統合型 GIS 及び公開型 GIS サービスレベル提供報告書	1 式
(イ) 統合型 GIS 及び公開型 GIS 打合せ議事録	1 式

1 7 完了検査

本業務は、業務完了届（本市指定様式）と共に成果品を提出し、管理技術者立会いのうえ、発注者の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

1 8 その他

(1) 打合せ

受注者は、業務を円滑に遂行するため必要事項について、必要な段階ごとに進捗状況を随時報告する打合せの他、発注者の指示により十分な打合せを行い、作業の手戻りや遺漏の防止に努めること。受注者は、打合せの実施ごとに記録簿を随時2部作成し、発注者・受注者が各1部ずつ保管することとする。

(2) 再委託の制限

本業務の主たる部分（初期設定、運用・保守）に関する再委託は原則として認めないものとする。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 関係官公署への手続き等

本事業の実施に先立ち、事業実施に必要となる関係官公署等への諸手続きは、発注者の指示に基づき受注者において速やかに行うものとする。

また、関係者及び関係官公署等との折衝を要する場合、又は折衝を受けた場合は、発注者の指示に従い対応するものとする。

(4) 第三者ソフトウェアの利用

本業務を実施するにあたり、第三者ソフトウェアの利用が必要となる場合は、発注者及び受注者は、その取扱いについて協議し、発注者または受注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずること。

(5) 契約不適合責任

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(6) 権利の帰属

本業務の成果品については、ソフトウェアの著作権及び所有権を除き全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏等してはならない。

(7) 賠償責任

受注者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。

(8) サービス終了時・契約満了時等の対応

①保有データの提供

発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し、汎用的なファイルフォーマット（シェープファイル、CSV 形式等）にて発注者に無償で提供すること。

②保有データの消去等

サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態とし、その結果を書面にて報告すること。

(9) 疑義

本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

以 上